# 一般財団法人オリンピックＱシリーズ2028東京財団
# 第 １ 回 理 事 会
# 議 事 次 第

日時:2026年8月3日(月) 12時45分～
場所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階 会議室1

１　開　会

２　議　事

（１） 決議事項

| | | |
|---|---|---|
| 第１号議案 | ガバナンス確保及び各種規程類について | ・・・資料2-1、2-2 |
| 第２号議案 | 業務執行理事の設置及び選定について | ・・・資料3 |
| 第３号議案 | JOCとの基本協定の締結について | ・・・資料4 |
| 第４号議案 | 東京都との基本協定の締結について | ・・・資料5 |
| 第５号議案 | 2026年度事業計画及び予算について | ・・・資料6 |
| 第６号議案 | JOCからの資金受入について | ・・・資料7 |
| 第７号議案 | 設立当初から必要な契約案件について | ・・・資料8 |
| 第８号議案 | 設立者による契約の承継について | ・・・資料9 |
| 第９号議案 | 評議員会の開催について | ・・・資料10 |

３　閉　会

【配付資料】

- 一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団 役員等名簿 ･･･資料1
- オリンピックQシリーズ2028東京財団 ガバナンス確保及び各種規程類について ･･･資料2-1
- オリンピックQシリーズ2028東京財団 各種規定類一覧 ･･･資料2-2
  同 理事会運営規程(案)
  同 財務規程(案)
  同 資金運用規程(案)
  同 財産管理処分規程(案)
  同 契約･調達委員会設置要綱(案)
  同 契約･調達案件等に係る理事会への付議基準(案)
  同 事務局規程(案)
  同 就業規程(案)
  同 育児･介護休業規程(案)
  同 役員等旅費規程(案)
  同 職員旅費規程(案)
  同 職員給与規程(案)
  同 職員行動規範(案)
  同 コンプライアンス規程(案)
  同 利益相反管理規程(案)
  同 公益通報処理要綱(案)
  同 職員懲罰規程(案)
  同 情報公開規程(案)
  同 第三者審査委員会設置要綱(案)
  同 個人情報取扱規程(案)
  同 秘密情報管理規程(案)
  同 監事監査規程(案)
  同 監査室設置規程(案)
- 業務執行理事の設置及び選定について ･･･資料3
- JOCとの基本協定の締結について ･･･資料4
- 東京都との基本協定締結について ･･･資料5
- 2026年度 事業計画書及び予算 ･･･資料6
- JOCからの資金の受け入れについて ･･･資料7
- 設立当初から必要な契約案件について ･･･資料8
- 設立者による契約の承継について ･･･資料9
- 評議員会の開催について ･･･資料10

資料１

# 一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団役員等名簿

（敬称略、五十音順）

| | 役 職 | 氏 名 | 所 属 先 役 職 等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 会長 | 太田 雄貴 | 日本オリンピック委員会 専務理事 |
| 2 | 副会長 | 佐藤 智秀 | 東京都副知事 |
| 3 | 副会長 | 南 壮一郎 | ビジョナル株式会社 代表取締役社長 |
| 4 | 事務総長 | 栗岡 祥一 | 元東京都副知事 |
| 5 | 理事 | 今井 泰徳 | 日本オリンピック委員会 事務局長 |
| 6 | 理事 | 野口 啓代 | プロフリークライマー |
| 7 | 理事 | 広瀬 史乃 | 弁護士、日本バスケットボール協会 監事、<br>元東京2025世界陸上財団 理事 |
| 8 | 理事 | 福武 英明 | 株式会社ベネッセコーポレーション 取締役会長、<br>福武財団代表理事 理事長 |
| 9 | 理事 | 丸山 雅代 | 東京都スポーツ推進本部長 |
| 10 | 理事 | 皆川 賢太郎 | 冬季産業再生機構 代表理事、<br>日本アーバンスポーツ支援協議会 理事 |
| 11 | 理事 | 三宅 宏実 | 日本オリンピック委員会 理事、<br>日本ウエイトリフティング協会 常務理事 |
| 12 | 理事 | 矢嶋 雅子 | 弁護士、慶應義塾大学大学院法務研究科 教授、<br>東京2025世界陸上財団 評議員 |

| | 役 職 | 氏 名 | 所 属 先 役 職 等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 監事 | 小林 久美 | 公認会計士、日本陸上競技連盟　監事、<br>スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査委員 |
| 2 | 監事 | 渡邉 剛 | 弁護士、東京2025世界陸上財団 監事 |

＜参　考＞

| | 役 職 | 氏 名 | 所 属 先 役 職 等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 評議員 | 井口 加奈子 | 弁護士、日本プロサッカーリーグ 理事、<br>日本スポーツ仲裁機構 仲裁人 |
| 2 | 評議員 | 大橋 卓生 | 弁護士、東京2025世界陸上財団 評議員 |
| 3 | 評議員 | 北島 康介 | 東京都水泳協会 会長、<br>日本アーバンスポーツ支援協議会 理事 |

# オリンピックQシリーズ2028東京財団　ガバナンス確保及び各種規程類について

資料2-1

「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」を踏まえ、以下のとおり、大会運営組織のガバナンス確立に向けた体制整備に取り組み、都民・国民の理解や共感を得る大会を実現

| 項目 | 考え方と具体的取組 |
|---|---|
| ① 役員等の適切な選任 | ○ 理事等が組織全体の運営改善に不断に取り組むとともに、その権限を適切に行使できるよう、適切な体制整備が重要<br>**≪取組例≫**<br>外部専門家を含む選考委員会を設置 / 選任方針の策定 / 選任理由の公表 |
| ② コンプライアンスの確保 | ○ 体制整備に加え、役員や職員のコンプライアンスに係る知識の習得や意識啓発が重要<br>**≪取組例≫**<br>コンプライアンス委員会や通報窓口の設置 / 役員、職員への継続的なコンプライアンス教育の実施 |
| ③ 内部統制・外部チェック | ○ 契約・調達行為等における適正性の確保と、公正妥当と認められる会計の原則にのっとった会計処理が重要<br>**≪取組例≫**<br>契約手続については、弁護士、会計士による外部チェック体制を構築<br>監査室、監事、会計監査人が密に連携する三様監査体制を構築 / リスクアプローチの監査手法導入 |
| ④ 利益相反問題の防止 | ○ 利益相反取引の管理は、法令上の遵守事項でもあり、組織の利益を損なうことを防ぐために重要<br>**≪取組例≫**<br>第三者審査委員会を設置し、利益相反の該当性をチェックする体制を構築 /専門人材は直接雇用を中心に獲得 /<br>スポンサー募集は、JOCが主体となり、開催契約を遵守しつつ、公正な手続きにより実施 |
| ⑤ 情報公開の徹底 | ○ 大会運営組織の開示する情報が都民との信頼関係を醸成するために重要<br>**≪取組例≫**<br>法定事項に加え、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項を積極的に発信 /<br>東京都の条例に準じた情報公開制度の導入 /非開示情報についても独立した審査委員会がチェック |
| ⑥ 危機管理及び不祥事対応体制の構築 | ○ 不祥事又はその疑いを察知した場合は、速やかに調査を行い、確かな再発防止を図る責務がある。<br>**≪取組例≫**<br>危機管理マニュアルを策定した上での危機管理体制の構築 / 不祥事発生時は迅速に調査体制を構築し対応 |
| ⑦ 懲罰制度の構築 | ○ 組織における秩序維持を図るためには、違反行為を対象とする懲罰制度の構築が重要<br>**≪取組例≫**<br>役員及び職員に対する、実効性を備えた懲罰規程の策定及び周知 |

# ■ガバナンス確保に向けた組織体制（体制図）

## 体制図

○ コンプライアンス委員会を設置し、財団内のコンプライアンスを推進

○ 第三者審査委員会を設置し、利益相反管理等、ガバナンスに係る事案の適正性等を審査

○ 監査室を中心に、監事・会計監査人と密に連携した三様監査体制を構築

○ 契約・調達管理会議により、発注案件に係る仕様や予定価格の適正性を、外部の視点も入れて確認

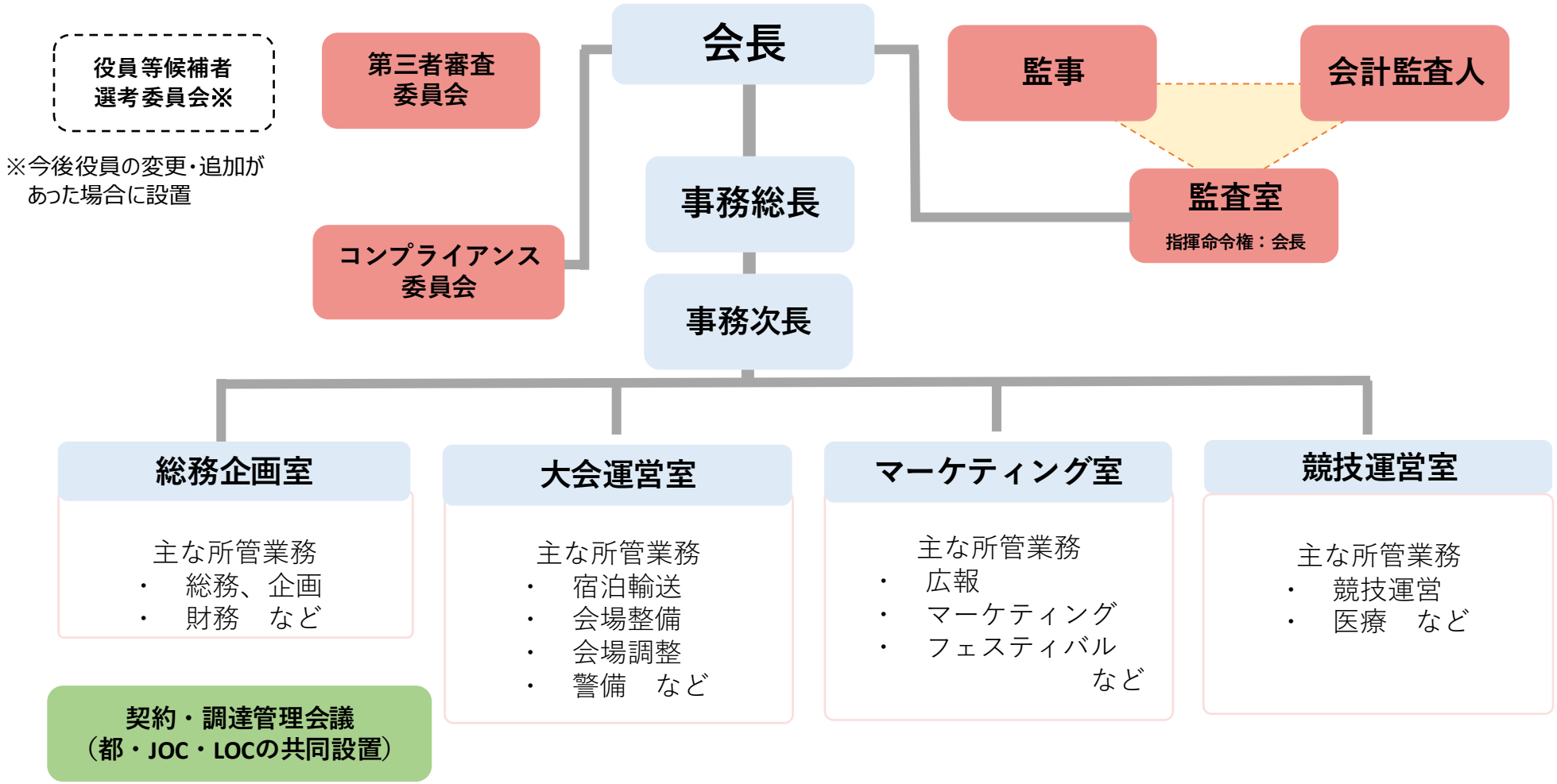

# ■具体的な取組内容及び関連規程

## ① 役員等の適切な選任

※ **再掲**：オリンピックQシリーズ2028東京財団運営の方向性（設立時理事会第３号議案　P.7）

○ 適正なガバナンスが確保された、公正で信頼される大会運営組織とするため、「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」などを踏まえ、有識者を含む委員で構成する「オリンピックQシリーズ大会開催に係る大会運営組織設立時役員等候補者選考委員会」（以下「役員等候補者選考委員会」）を設置

○ 役員等候補者選考委員会において、設置要綱を踏まえ、選任に係る考え方や基本方針、役員等に求められる資質などについて議論し、「設立時役員等選任方針」として取りまとめ

○ 当該選任方針に基づき、役員等候補者選考委員会において具体の候補者について選考を実施

○ 選考した役員等候補者について、JOC内での承認を経て、役員等候補者を最終決定

○ 大会運営組織の設立時理事会において、選任方針及び選任理由を公表

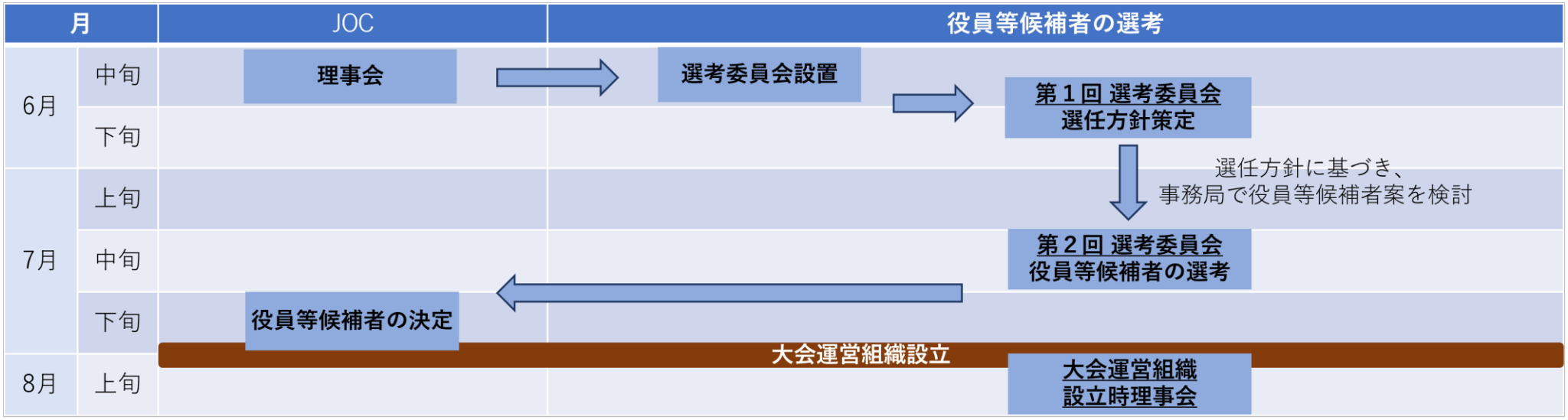

## ② コンプライアンスの確保

○ **コンプライアンス委員会を財団内に設置**し、コンプライアンス推進の基本方針や研修計画を策定

○ **着任時のみならず着任後も継続的なコンプライアンス教育を実施**、四半期ごとにコンプライアンス遵守状況をチェック

○不正行為等の早期発見を図るとともに、通報しやすい仕組みを備えた**内部・外部の公益通報窓口を設置**

### 上記取組に関する規定

＜コンプライアンス規程＞

・３条　「コンプライアンスに係る体制構築及びコンプライアンスを推進するため、…コンプライアンス委員会を設置」

・５条１項　「委員会は、次に掲げる事項について検討、審議又は実施する。
一 コンプライアンス推進に係る基本方針の策定及び体制に関すること
二 コンプライアンス教育・研修の計画策定及び実施に関すること 」

・ 13条１項 「役職員等は、着任時のみならず、年１回の研修を受講するとともに、四半期毎のチェックシートによる
コンプライアンスの遵守状況の確認を行う」

＜公益通報処理要綱＞

・ ５条１項　「当法人の内部及び外部に、それぞれ公益通報…窓口を設置」

・ ７条１項　「公益通報を行う手段は、電子メール又は書面とする」

２項　「・・・匿名で行うこともできる」

・ 13条１項 「・・・通報者が公益通報を行ったことを理由として・・・いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。」

## ③ 内部統制・外部チェック

○ 契約・調達に際しては、弁護士、会計士による**外部チェック体制の構築**等を通し、内容・金額・手続等の**適正性を確保**

○ 監査室を中心に、監事・会計監査人が密に連携した**三様監査体制を構築し、監査機能を強化**

○ 今後、内部監査規程や三様監査体制の方針を策定し、**リスクアプローチ手法による監査を実施**

**上記取組に関する規定**

＜契約調達規則＞

・３条１項「契約・調達行為は、…**公正性、経済性及び透明性の確保**を図りながら、適正に実施する」

２項「契約・調達行為は、次の定めるところにより遂行するように努めなければならない。

一 契約・調達する物品等の価格は、**競争力のある最低価格**を原則とすること

二 契約・調達する物品等の**品質・仕様は、その用途に対し、適正**なものであること」

※今後、東京都・JOCと共同で「契約・調達管理会議設置要綱」を定め、外部チェックのための会議を設置する

＜監査室設置規程＞

・ ４条１項「監査室は、次に掲げる業務を行う。

一 **三様監査体制の構築に関すること** 」

＜監事監査規程＞

・ 18条１項「監事の職務執行に必要な事務の補助については、・・・監査室がこれに当たる」

・ 19条「**監事は、**効果的かつ効率的な監査体制を構築するため、**監査室と密に連携し、情報共有等を定期的に行う**」

## ④ 利益相反問題の防止

○ 役職員等は、着任時に**利益相反に関する自己申告書・誓約書を提出**するとともに、**着任後も、四半期ごとにチェック**

○ 役職員に対し、着任時のみならず着任後も継続的なコンプライアンス教育を実施【再掲】

○ **利益相反取引等の実施の妥当性を審査するため、外部有識者により構成される第三者審査委員会を設置**

○ 専門人材は**直接雇用を中心**に獲得
企業等から**高度な知見を有する人材等を迎え入れる場合は**、配置及び権限を適切に管理し、**利益相反行為を防止**。
採用、人材受入に関して利益相反管理上の具体的な懸念が生じる場合、第三者審査委員会にて審査

### 上記取組に関する規定

＜利益相反管理規程＞

・ ６条２項「役職員は、着任時に利益相反に関する自己申告書及び誓約書をコンプライアンス委員会事務局…
に提出する。着任後は四半期ごとに利益相反管理チェックシートを事務局に提出する」

＜第三者審査委員会設置要綱＞

・２条 「会長は外部有識者により構成される審査委員会を設置する」

３条「**審査委員会は、次に掲げる事項の適正性等審査を所管する。**

一 **利益相反に関すること**　二 公益通報に関すること　三 懲罰に関すること
四 情報公開に関すること　五 談合情報に関すること　六 その他…必要と認める事項に関すること

＜人材の採用及び教育に関する方針＞

「専門人材の確保にあたっては、直接雇用を中心とする…。ただし、…状況に応じて、民間企業等から
高度な専門的知見を有する人材を受け入れる仕組み…の整備も行う必要がある」

## ⑤ 情報公開の徹底

○ **都の条例に準じた情報公開制度を導入**

・ 全部又は一部を**非開示とする場合も**、その理由を書面で示すなど**丁寧に説明**

・ **審査請求制度を設け**、審査請求に対しては第三者審査委員会の審査を経て回答

○ **守秘義務により公開できない情報等についても、内容の妥当性を担保するため、第三者審査委員会において確認**

### 上記取組に関する規定

＜情報公開規程＞

・ ５条１項「何人も、本規程の定めるところにより、当法人に対し、文書等の開示を請求することができる」

・ 14条「・・・文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、・・・書面によりその理由を示さなければならない」

・ 20条１項「開示請求者は、・・・不服があるときは、・・・審査の請求ができる」

４項「前項の回答（審査請求についての回答）に係る決定は、・・・原則として委員会に付議し、答申を得た上で行う」

## ⑥ 危機管理及び不祥事対応体制の構築

○ コンプライアンス違反等**問題発生時の職員の報告義務**

○ **問題発生後の対応体制の整備**

**上記取組に関する規定**

＜コンプライアンス規程＞

・14条１項「役職員等は、自ら又は他の役職員等が本規程に違反する行為を行ったとき又はその疑惑が生じたときは、速やかに所属長・・・に報告しなければならない」

２項「前項の報告を受けた所属長は、速やかに総務企画部長に報告する」

３項「・・・総務企画部長は、速やかに事務総長、事務次長に報告するほか、第10条で定める職員（コンプライアンス委員会事務局）に情報提供する」

・15条「・・・事務総長は、直ちに会長及び統括責任者（コンプライアンス担当理事）に報告するとともに、問題に対する対応方針、原因究明、再発防止策等について協議し、適切かつ迅速に対応策を講じなければならない」

・16条１項「統括責任者は、問題の対処に必要と判断する場合は、コンプライアンス委員会を開催し・・・審議する」

２項「統括責任者は、前項の審議を踏まえ、再発防止策等を講じるよう事務総長に提言する」

## ⑦ 懲罰制度の構築

○ 法規や各種規程等に違反する行為等、**処分の対象となる行為や処分内容を定めた「職員懲罰規程」を策定・周知**

※役員等に対しても同様の規程（「役員等懲罰規程」）を評議員会において決議予定

## 上記取組に関する規定

＜職員懲罰規程＞

・４条「違反行為とは、第2条に規定した者（職員・非常勤職員）が行う次の各号に該当する行為をいう。

一 法規及び当法人の定める各種規程等に違反する行為

二 反倫理的な行為

四 当法人の利益に反する行為及び不適切な働きかけ」など

・５条「当法人は、違反行為を行ったものに対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

一、懲戒解雇 二、諭旨退職 三、降任降格 四、出勤停止 五、減給 六、戒告 」

・６条「前条の処分は、・・・第三者審査委員会が中立かつ公平に審査し、事務総長に答申する」

・11条１項「当法人の処分が必要とされた職員に関する手続きは、以下のとおりとする。

一 審査委員会は、・・・処分案を、事務総長に対し、・・・書面をもって答申する。

二 事務総長は、審査委員会による答申の内容を踏まえ、処分決定を行い・・・」

# ■その他、組織運営に必要となる規程

## 理事会に関する規程

○ 理事会運営規程

当法人の**理事会の運営に関し必要な事項**を定めた規程

## 都に準じた制度を定めた規程

○ 事務局規程

**事務局における事務の能率的な運営を図る**ために必要な事項を定めた規程

○ 就業規程

**職員の労働条件、服務規律、その他**就業に関する事項について定めた規程

○ 育児・介護休業規程

**職員の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のため**の所定外労働の免除、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めた規程

○ 役員等旅費規程、職員旅費規程

**役職員等に支給する旅費**に関し基準や必要な事項を定めた規程

○ 職員給与規程

**職員の給与**に関し必要な事項を定めた規程

○ 個人情報取扱規程

**個人情報の適正な取扱い**を確保するため、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めた規程

## 都に準じた制度を定めた規程（つづき）

○ 職員行動規範

職員に求められる行動規範を、**「取組姿勢」「コンプライアンス」「組織風土・職場環境」「人権や多様性の尊重」**の４つの視点で明示

○ 秘密情報管理規程

**秘密情報を適切に保護するとともに、第三者の営業秘密の侵害を防ぐ**ため、秘密情報の管理に関し必要な事項を定めた規程

## その他の規程

○ 資金運用規程

**資金運用**に関し必要な事項を定めた規程

○ 財産管理処分規程

**財産の管理及び処分**に関する基本的事項を定めた規程

○ 契約・調達案件等に係る理事会への付議基準

契約・調達案件等について、理事会への付議基準を定めた基準　（予定価格２億円以上）

資料2-2

# 一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団　各種規程類一覧

| 項番 | 規程名 | 目的・内容 |
|---|---|---|
| 1 | ・ 一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団　理事会運営規程 | 定款に基づき、当法人の理事会の運営に関し必要な事項を定めた規程 |
| 2 | ・ 同 財務規程 | 当法人の会計に関する取引を正確、かつ迅速に処理し、当法人の財政状態及び正味財産増減の状況に関し報告を行うとともに、事業活動の計数的統制、ガバナンスの確保及び能率的運営を図ることを目的とする規程 |
| 3 | ・ 同 資金運用規程 | 財務規程に基づき、資金運用に関し必要な事項を定めた規程 |
| 4 | ・ 同 財産管理処分規程 | 財産の管理及び処分に関する基本的事項を定め、もって当法人の事業を適正かつ効率的に実施することを目的とする規程 |
| 5 | ・ 同 契約・調達案件等に係る理事会への付議基準 | 契約・調達案件等について、当法人の理事会への付議基準を定め、もって当法人における意思決定手続きの適正化を図ることを目的とする基準 |
| 6 | ・ 同 事務局規程 | 定款に基づき、事務局における事務の能率的な運営を図るために必要な事項を定めた規程 |
| 7 | ・ 同 就業規程 | 職員の労働条件、服務規律、その他就業に関する事項について定めた規程 |
| 8 | ・ 同 育児・介護休業規程 | 職員の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の免除、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めた規程 |
| 9 | ・ 同 役員等旅費規程 | 当法人の用務で役員等が出張等する場合に支給する旅費に関して必要な事項を定めた規程 |
| 10 | ・ 同 職員等旅費規程 | 就業規程に基づき、職員等に支給する旅費に関し基準を定めた規程 |

| | | |
|---|---|---|
| 11 | ・ 同 職員給与規程 | 就業規程に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めた規程 |
| 12 | ・ 同 職員行動規範 | 当法人を、適正なガバナンスが確保され、都民・国民から信頼される組織とするために、すべての職員が取るべき行動を定めた規範 |
| 13 | ・ 同 コンプライアンス規程 | コンプライアンスに係る体制構築及び推進のために必要な事項を定め、法規等を遵守、尊重することにより、当法人が社会的信頼を確保し、オリンピックQシリーズ2028東京の確実な開催と成功に資することを目的とする規程 |
| 14 | ・ 同 利益相反管理規程 | 利益相反を適切に管理するために必要な事項を定め、当法人運営の公正性を確保することを目的とする規程 |
| 15 | ・ 同 公益通報処理要綱 | コンプライアンス規程に基づき、当法人における職員等からの組織的又は個人的なコンプライアンスに関する事項のうち、法令等に違反する行為に関する相談及び通報の適正な処理について定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、社会からの信頼維持及び組織運営の強化に資することを目的とする要綱 |
| 16 | ・ 同 職員懲罰規程 | 法令遵守及び事業執行の公正さに対して都民及び国民から不信を招く行為の防止を図り、もって当法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする規程 |
| 17 | ・ 同 情報公開規程 | 当法人の保有する情報の公開に関し、必要な事項を定めた規程 |
| 18 | ・ 同 第三者審査委員会設置要綱 | ガバナンスに係る事案について適正性等を審査する第三者審査委員会を設置し、必要な事項を定めた要綱 |
| 19 | ・ 同 個人情報取扱規程 | 個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めた規程 |
| 20 | ・ 同 秘密情報管理規程 | 秘密情報を適切に保護するとともに、第三者の営業秘密の侵害を防ぐため、秘密情報の管理に関し必要な事項を定めた規程 |
| 21 | ・ 同 監事監査規程 | 監事の監査に関する基本的事項を定めた規程 |
| 22 | ・ 同 監査室設置規程 | 適正な内部監査を実施するとともに、各種監査に対する一元的な対応を行うため、組織の設置及びその他の必要な事項を定めた規程 |

# 業務執行理事の設置及び選定について

資料3

## 業務執行理事の設置

○ 定款第23条第3項により「理事会の決議において業務執行理事を設置することができる」旨規定

○ オリンピックQシリーズ2028東京財団においては、適切なコンプライアンスを確保するため、
コンプライアンス担当理事を設置し、担当理事を選定することとしたい。

## 担当理事の選定

○ コンプライアンス担当理事

コンプライアンス委員会に関すること

# JOCとの基本協定の締結について

資料4

## 協定の目的

○ JOCと財団が相互に連携を図りつつ大会準備を着実に遂行するため、役割分担等を明らかにするJOCとの基本協定を締結する。

## 協定の主な内容

○ 役割分担

財団：大会の準備・運営に係る権利の行使及び義務の履行
　　大会のサービスレベルの適正化に向けた調整

JOC：財団の準備・運営に係る権利の行使及び義務の履行に関し、専門的な技能、知識等の提供
　　大会のスポンサーシッププログラムの開発及び販売活動

○ 費用負担

財団：大会の準備・運営に必要となる費用の負担とその資金の調達

JOC：大会の準備・運営のために14.5億円を上限に財団に拠出

○ 資料等の承継

財団は、大会の準備・運営のために作成・保有した文書や資料等、将来のために記録・保存する大会に関する品目をJOCに引き渡す（詳細は別途協議）。

## 締結予定日

令和８年８月３日

# JOCとの基本協定の締結について

## 覚書の締結目的

○ 大会の準備・運営のためにJOCが拠出する資金の取扱いと、大会のスポンサーシッププログラムの取扱いにおけるJOCと財団の連携内容を規定する。

## 主な記載内容

○ JOCによる拠出金の取扱い
・JOCからの拠出金支払いスケジュール（毎年度1回の分割支払い）

○ 大会のスポンサーシッププログラムの取扱い　＊基本協定にて開発・販売はJOCの役割と規定
財団：スポンサーが権利を活用して行うプロモーションや大会のPR活動の支援
大会の準備・運営に必要な製品・サービスのスポンサーからの調達
JOC：プログラムの開発・販売に係るIOCとの調整・交渉業務
大会のスポンサー候補者とのスポンサー契約の締結

※スポンサーシッププログラムの適正性を確認するために、JOCと財団で「スポンサー事前確認会議（仮称）」を設置し、プログラム内容と個々のスポンサー契約の内容について確認する。

## 締結予定日

令和８年８月３日

# 東京都との基本協定の締結について

資料5

## 目的

○「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、
大会運営組織におけるガバナンス等が適切に確保されていることを前提に、都からサポートを受けられることとされている。

○ 本大会の円滑な開催に向け、相互に連携を図りつつ大会準備を着実に進めるため、東京都と基本協定を締結したい。

## 協定の主な内容

〇 役割分担

・財団　：大会の準備・運営に関すること
　コンプライアンス・情報公開・ガバナンス確保等、適切な組織及び体制の構築と実施に関すること

・東京都：大会の準備・運営に係る財団に対する必要なサポートに関すること
　財団のコンプライアンス・情報公開・ガバナンス確保等に関する必要な助言及びサポート

〇 ガバナンス・コンプライアンスの確保

・財団及び都は、ガイドライン等を遵守し、コンプライアンスの確保、ガバナンスの強化及び情報公開等に最大限努める。

〇 国際的なプレゼンス向上とレガシーの創出

・財団及び都は、レガシーの継承や都民参画の機会確保、東京の国際的なプレゼンスの向上に向けて取り組むとともに、
　財団は、都と協議の上、これらの主旨を踏まえた大会計画書を作成する。

〇 契約等における公正性・透明性の確保

・大会の準備・運営に係る契約行為等を適切に管理するため、財団は契約・調達管理に関する会議体
（「契約・調達管理会議（仮称）」という。）を置き、本大会の準備・運営に係る契約行為等を付議

➡ 契約・調達管理会議は、都、財団、JOCの三者で共同設置予定

## 締結予定日

令和８年８月３日

# 一般財団法人 オリンピックQシリーズ2028東京財団　2026年度 事業計画書

（2026年8月3日から2027年3月31日まで）

資料6

○　オリンピックQシリーズ2028東京は、LA28出場を目指す世界のトップアスリートが出場権を争う最終予選シリーズであるとともに、次世代に人気のアーバンスポーツと若者文化を融合させる都市型フェスティバルである。

　当財団は、アスリートに最高の舞台を提供しスポーツの社会的価値を拡張するとともに、東京のプレゼンス向上と新たな都市型スポーツ大会モデルの提示を目指す。

　この実現に向け大会を成功に導くためには、都民・国民、あらゆるステークホルダーの理解と協力が不可欠であり、当財団は適正なガバナンスが確保された公正で信頼される組織であることが求められる。この考えに基づき、大会開催準備を本格化させる基盤づくりを行うこととし、事業計画を次のとおり定める。

## 大会開催に向けた着実な準備の推進

○　各種計画の策定
- 大会開催基本計画を策定する。
- 大会開催に必要な各種計画を策定する（会場整備、輸送宿泊など）。

○　IOCとの連絡／調整
- IOCに対し、必要に応じたコミュニケーション／リクエストを行う。
- 必要に応じて、ワークショップへの参加・ビジットの対応等を行う。

○　各ステークホルダーとの連絡／調整
- 各ステークホルダーに対し、必要に応じたコミュニケーション／リクエストを行う。
- アーバンスポーツおよびユースカルチャーの振興に必要な連携を図る。

# 一般財団法人 オリンピックQシリーズ2028東京財団　2026年度 事業計画書

（2026年8月3日から2027年3月31日まで）

## マーケティングと広報活動

○ マーケティング活動の推進
- 開催契約を踏まえ、JOCのマーケティングノウハウも活用して、IOCと調整し、大会のマーケティング活動を進めていく。

○ 広報活動の実施
- 必要に応じた情報発信を行っていく。

## 事務局体制の強化と財政基盤の確立

○ 事務局体制の強化
- 業務に応じた専門人材の確保など、事務局体制の強化を図る。

○ 財政計画の策定と予算の効率的・効果的な執行
- 大会開催基本計画を踏まえ、財政計画を策定する。
- 予算執行段階において事業や実施方法を改めて検証し、コスト縮減を図る。

○ その他（コンプライアンス、監査体制 等）
- 契約チェック体制の構築や利益相反問題の防止、情報の積極的な公開など、適切なガバナンスの確保に努めるとともに、コンプライアンス推進に係る基本方針、教育・研修計画を策定し、財団内でのコンプライアンスを推進する。
- 監査室、監事、会計監査人が密に連携する三様監査体制を構築し、不正の未然防止、早期発見のためのリスクアプローチの監査手法を導入する。

# 令和８年度　収支予算書　（正味財産増減計算書ベース）

令和8年8月3日から令和9年3月31日まで

一般財団法人　オリンピックQシリーズ2028東京財団　　（単位:千円）

| 科　目 | 令和8年度予算額 |
|---|---|
| Ⅰ　一般正味財産増減の部 | |
| 1.経常増減の部 | |
| (1)経常収益 | |
| 基本財産運用益 | 0 |
| 特定資産運用益 | 0 |
| 事業収益 | 0 |
| 受取補助金等 | 766,000 |
| 受取負担金 | 0 |
| 受取寄付金 | 0 |
| 雑収益 | 0 |
| 経常収益計 | 766,000 |
| (2)経常費用 | |
| 事業費 | 200,000 |
| 会議費 | 3,000 |
| 旅費交通費 | 15,000 |
| 通信運搬費 | 5,000 |
| 消耗品費 | 6,500 |
| 広告宣伝費 | 10,000 |
| 委託費 | 160,000 |
| 雑費 | 500 |
| 管理費 | 566,000 |
| 会議費 | 10,000 |
| 役員報酬 | 5,000 |
| 給与手当 | 91,000 |
| 福利厚生費 | 4,000 |
| 法定福利費 | 3,000 |
| 旅費交通費 | 3,000 |
| 通信運搬費 | 5,000 |
| 消耗品費 | 5,000 |
| 光熱水料費 | 5,000 |
| 賃借費 | 200,000 |
| 支払手数料 | 10,000 |
| 委託費 | 225,000 |
| 雑費 | 0 |
| 経常費用計 | 766,000 |
| 当期経常増減額 | 0 |
| 2.経常外増減の部 | |
| (1)経常外収益 | 0 |
| 経常外収益計 | 0 |
| (2)経常外費用 | 0 |
| 経常外費用計 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | 0 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 0 |
| 一般正味財産期首残高 | 0 |
| 一般正味財産期末残高 | 0 |
| Ⅱ　指定正味財産増減の部 | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 3,000 |
| 指定正味財産期末残高 | 3,000 |
| Ⅲ　正味財産期末残高 | 3,000 |

# JOCからの資金の受け入れについて

資料7

## 概要

定款第5条及び令和８年度収支予算書の記載のとおり、当財団の設立者であるJOCから、大会の準備及び運営等のため、基本財産等を含め14.5億円を上限として拠出することの申出があり、受け入れることとしたい。

## 参考

○ （決議事項とする根拠条文）

一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団理事会運営規程

第13条　理事会は、次の事項を決議する。

四　　重要な財産の処分及び譲受け

○ 定款第５条（財産の拠出）

当法人の設立に際して、設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。

現金 金３百万円

○ 令和８年度収支予算書　（令和８年８月３日 第１回理事会承認）

(1)経常収益　⑤受取補助金等　予算額　766,000千円

# 設立当初から必要な契約案件について

資料8

## 概要

○ 目的
財団法人設立に伴い必要となる法律及び税務の専門家による支援体制を構築など、設立当初から必要な契約を締結する。

## 契約方法・手続

○ 速やかな契約締結が求められるため、複数見積を徴収した上で理事会決議を経て契約締結（財務規程附則2）

- 競争性を確保するため、各業務5社以上に見積徴収を依頼。最安の見積額を提示した事業者と契約
- 契約内容の履行能力等を考慮し、東京都競争入札参加資格有資格者名簿に登録している事業者や過去に類似大会での実績を有する事業者の中から見積依頼事業者を選定

○ 理事会での決議後、契約予定者との契約締結手続を予定

## 契約情報の公表

○ 契約結果や見積経過（参加事業者、見積金額）はHPで公表予定

別紙

○ 法律及び税務の専門家による支援体制を構築するために業務を委託したい。

| № | 件名 | 業務内容（仕様書の主な内容） | 見積依頼事業者名（敬称略） | 契約予定額 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 法律相談等支援業務（単価契約） | ○オリンピックQ-シリーズの開催準備に係る法律相談等支援業務委託(単価契約)<br>○委託業務：法律相談業務（450時間）、定款・規定・契約書等の翻訳・校正業務 等<br>○契約期間：契約締結日の翌日から令和10年7月31日まで | 渥美坂井法律事務所弁護士法人 | 17,226,000円 |
| | | | EY弁護士法人 | 辞退 |
| | | | TMI総合法律事務所 | 辞退 |
| | | | ブレインハート法律事務所 | 辞退 |
| | | | 弁護士法人関西法律特許事務所 | 辞退 |
| 2 | 税理士顧問業務 | ○税理士顧問業務委託<br>○委託業務：会計税務処理体制整備支援、会計・税務顧問業務、決算支援業務、税務申告及び税務関係届出業務 等<br>○契約期間：契約締結日の翌日から令和10年7月31日まで | EY税理士法人 | 31,350,000円 |
| | | | OAG税理士法人 | 13,035,000円 |
| | | | 税理士法人森田会計事務所 | 辞退 |
| | | | デロイトトーマツ税理士法人 | 辞退 |
| | | | PwC税理士法人 | 12,705,000円 |

※ 契約予定者が契約締結しない場合は次順位の事業者と契約を締結

○ オリンピックＱシリーズのオフィスとして以下の物件を使用申請したい。併せて清掃業務を委託したい。

| **使用許可** | | |
|---|---|---|
| 物件名 | 東京都庁第一本庁舎 4階南側（新宿区西新宿二丁目8番1号） | 320.96㎡ |
| 使用期間 | 令和8（2026）年8月17日～令和9（2027）年3月31日（予定）※更新想定 | |
| 許可者 | 東京都 | |

※ 専用部清掃は都指定事業者である株式会社東京ダイケンビルサービスと契約締結予定
契約期間：令和8年8月17日～令和9年3月31日
契約金額：690,800円（税込）

# 設立者による契約の承継について

資料9

○ 財団設立直後から組織運営を行うに当たり、最低限不可欠な以下の什器・備品・設備等は、設立者である公益財団法人日本オリンピック委員会が財団設立前に契約、発注したものについて、契約上の地位及び一切の債務を公益財団法人日本オリンピック委員会から財団に承継したい。
○ 契約期間は、いずれも令和10（2028）年7月31日まで。

| No. | 件名 | 内容 | 金額見込み |
|---|---|---|---|
| 1 | パーソナルコンピューター（PC）等の借入及び保守・運用管理業務 | ○PC（100台）一式の調達、PCの基本キッティング（設定）作業、PC一式の設置及び動作確認作業、機器の保守作業　等 | 40,128,000円 |
| 2 | スマートフォン等の借入及び保守業務 | ○スマートフォン（100台）等一式の調達、通信サービス契約の準備、SIMカード・端末識別番号等の整理、保守・故障対応　等 | 17,296,572円 |
| 3 | ネットワーク構築・保守運用業務 | ○ソフトウェア・クラウドサービス等の選定・調達、Microsoft 365テナント構築、セキュリティ設定、バックアップ、ワークフローシステム 等 | 85,417,304円 |
| 4 | オフィス什器の調達 | ○オフィス使用什器の調達（長机、椅子、シュレッダー、金庫、キャビネット、ロッカー、パーテーション、ディスプレイ等） | 30,218,166円 |
| 5 | オフィス通信環境整備・保守業務 | ○インターネット回線接続、Wi-Fiアクセスポイント、LAN配線、電源部材、ルーター、スイッチ、物理的通信環境整備 等 | 27,291,407円 |
| 6 | オフィス電源設備工事・保守管理 | ○オフィス電源設備工事、保守管理、撤収作業 等 | 6,930,000円 |
| 7 | 複写サービス（複合機）に関する契約（単価契約） | ○デジタルカラー複合機の調達、搬入・設置・初期設定、保守・点検・故障対応、消耗品供給、カートリッジ交換 等 | 4,753,056円 |
| 8 | 給与・社会保険等業務委託 | ○人事マスタ管理、給与計算、年末調整、社会保険及び労働保険諸法令に基づく帳票類の作成等、法定帳票作成等 | 3,674,000円 |
| 9 | 会計・経費精算システム導入業務 | ○会計システム及び経費精算システム（ライセンス付与含む）、承認ワークフロー、権限設定、公益法人会計基準への対応 等 | 6,348,870円 |
| 10 | 会計監査業務 | ○会計監査業務（法定会計監査、公的資金に係る監査対応 等） | 7,260,000円 |

# 評議員会の開催について

資料10

○ Qシリーズ財団の運営の方向性、第1回理事会の開催結果について報告

○ **役員等行動規範**や**懲罰規定**など、理事・監事・評議員に関する各種規程類、報酬額を決議

## 概要

○ 日時
2026年8月5日（水）13:00～

○ 場所
Japan Sports Olympic Square 会議室 3階　会議室2

○ 出席者
井口評議員、大橋評議員、北島評議員
太田会長、栗岡事務総長、小林監事、渡邉監事

○ 議事（案）

1 報告事項
- 一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団の運営の方向性について
- 第1回理事会の開催結果について

2 決議事項
- 各種規程類について
- 報酬額の決定について